



くみあいニュース 速報（全学配布版）

2009年12月1日

島根大学職員組合広報部

内線 2198, ダイヤルイン 32-6407

E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp

<http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

！団体交渉結果報告！

組合は、当局側が12月1日に施行を実施した、2009年8月の人事院勧告に基づく12月期ボーナス0.15月分減額および基本給平均0.2%引き下げに反対する立場から、計3度の団体交渉で当局との折衝を粘り強く続けてきました。

一連の交渉を通じて、組合は12月期ボーナス0.15月分減額および基本給平均0.2%引き下げを当局側が12月1日に実施することに合意し（11月30日妥結）、その代償として以下の措置を獲得しました。

【代償措置の内容】

- (1) 本年6月期の賞与に係る給与規程改正に伴う人件費差額相当分の取扱いと同様、今回の給与規程改正に伴う人件費相当分（松江・出雲キャンパス総計で1億674万円）については、学内の予算編成方針に則した上、
教員分は、セグメント毎に各部局の長等の判断により、教育・研究のための経費として執行する
職員分は、主として職員のSD(能力開発)研修のために活用する経費として充当することとしたい。
- (2) 優秀・有能な事務系職員を将来の幹部に育成するとともに、本学職員の昇格改善を図る方策の一環として、優秀な若手職員について早期に係長及び課長補佐へ登用し、また優秀な課長補佐及び課長について早期に課長及び部長へ登用する制度を実施したい。
- (3) 事務職員について、昇格と年齢の改善をはかる。これについて来年度からの実施に向けての検討を始める。

組合としては、上記の代償措置が確実に実施されたかを確認するために、当局に対し新たに以下の対応を要求し、約束を得ました。

給与減額分が（1）、（2）に充てられていることの確認を、2010年3月中に行う

（3）を確かなものとするために、当局は組合に対し以下の三点を確約する。

- A 現在の島根大学の昇格基準とポスト数を明らかにすること（今後の検証作業の基準として）
- B これを前提として、昇格するポスト数（どのポストを厚くしていくのか）と、このために昇格に係る年度ごとの原資の準備額を明らかにすること
- C 来年度からのこの制度による昇格の実施

これまでの交渉経過のまとめと、これに対する大学からの回答は組合HPに掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。（組合HP <http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>）